

地域における受入環境整備促進事業補助金交付要領

平成28年4月11日 国総支第3号
国鉄都第6号－2
国鉄事第10号
国自旅第6号
国海内第3号
観産第2号
観参第7号

平成28年6月10日 国総支第24号
国総物第17号
国鉄総第49号
国鉄都第37号
国鉄事第71号
国自旅第48号
国海内第28号
国港産第27号
国空ネ企第33号
国空事第1088号
観参第50号

平成28年11月28日 国総支第44号
国総物第65号
国鉄総第185号
国鉄都第74号
国鉄事第199号
国自旅第209号
国海内第108号
国港総第303号
国空ネ企第123号
国空事第4464号
観参第187号

平成29年3月15日 国総支第62号
国総物第102号
国鉄総第297号
国鉄都第133号
国鉄事第320号
国自旅第377号
国海内第172号
国港総第492号
国空ネ企第170号
国空事第7253号
国空環第79号
観参第267号

平成30年3月28日 国総支第64号
国総物第145号
国鉄総第327号
国鉄都第179号

	国鉄事第 2 5 8 号
	国自旅第 2 9 6 号
	国海内第 1 8 9 号
	国港総第 5 9 9 号
	国空事第 1 0 7 4 号
	国空業第 1 6 7 号
	観観産第 8 3 1 号
	観参第 2 9 6 号
平成 3 0 年 1 0 月 4 日	国鉄総第 2 0 2 号
	国自旅第 1 6 0 号
	国海内第 6 7 号
	国港総第 3 4 5 号
	国空事第 8 2 8 号
	国官参空第 2 4 号
	観参第 2 7 1 号
平成 3 1 年 2 月 1 9 日	国総支第 4 4 号
	国鉄総第 3 4 5 号
	国自旅第 2 3 1 号
	国海内第 2 0 8 号
	国空事第 1 4 8 3 号
	国官参空第 6 4 号
	観観産第 6 4 2 号
	観参第 6 0 4 号
平成 3 1 年 4 月 2 6 日	国総支第 1 6 号
	国総物第 1 5 号
	国鉄総第 4 7 号
	国鉄都第 4 2 号
	国鉄事第 4 5 号
	国自旅第 3 3 号
	国海内第 2 4 号
	国港総第 6 3 号
	国空事第 1 4 1 号
	国官参空第 1 3 号
	観観産第 2 3 号
	観参第 1 0 7 号
令和元年 6 月 2 5 日	観参第 2 8 7 号
令和 2 年 2 月 1 3 日	観観産第 7 4 7 号
	観参第 1 0 1 3 号
令和 2 年 3 月 3 0 日	国総地第 7 2 号
	国総物第 6 9 5 号
	国鉄総第 4 7 5 号
	国鉄都第 2 3 1 号
	国鉄事第 4 3 6 号
	国自旅第 3 1 8 号
	国海内第 1 2 3 号
	国港総第 6 9 2 号
	国官参空第 1 0 3 号

	観観産第 9 2 9 号
	観参第 1 2 1 1 号
令和 2 年 4 月 7 日	国総地第 4 号
	国鉄総第 3 号
	国鉄都第 1 7 号
	国鉄事第 5 号
	国自旅第 2 号
	国海内第 3 号
	国海外第 2 号
	国港総第 6 号
	国官参空第 2 号
	観観産第 3 号
	観参第 5 号
令和 2 年 7 月 3 日	国総地第 3 9 号
	国総毛第 2 0 号
	国鉄都第 5 5 号
	国鉄事第 1 0 5 号
	国自旅第 8 5 号
	国海内第 3 1 号
	国海外第 7 2 号
	国官参空第 4 7 号
	観観産第 2 3 2 号
	観参第 3 5 5 号
令和 2 年 1 1 月 5 日	国総地第 7 9 号
	国総毛第 7 6 号
	国鉄総第 2 7 3 号
	国鉄都第 1 2 2 号
	国鉄事第 3 1 4 号
	国自旅第 2 6 6 号
	国海内第 1 7 5 号
	国海外第 1 8 1 号
	国港総第 4 0 4 号
	国空総第 6 6 9 号
	観観産第 1 3 2 5 号
	観参第 7 8 2 号
令和 3 年 3 月 2 日	国総地第 1 0 1 号
	国鉄総第 3 9 9 号
	国鉄都第 1 8 8 号
	国鉄事第 6 7 1 号
	国自旅第 4 2 8 号
	国海内第 2 1 1 号
	国海外第 2 8 5 号
	国港総第 6 2 4 号
	国空総第 1 0 5 5 号
	観観産第 1 8 6 6 号
	観参第 1 1 2 8 号
令和 3 年 3 月 3 0 日	国総地第 1 1 7 号

国鉄総第 4 7 3 号
国鉄都第 2 7 4 号
国鉄事第 8 3 6 号
国自旅第 4 9 3 号
国海内第 2 3 0 号
国海外第 3 1 6 号
国港総第 7 7 0 号
国空総第 1 1 7 1 号
観観産第 2 0 4 6 号
観参第 1 2 7 1 号

令和 4 年 2 月 8 日 国総地第 5 9 号
国総毛第 7 7 号
国総物第 8 3 号
国鉄総第 3 5 9 号
国鉄都第 1 4 2 号
国鉄事第 6 1 3 号
国鉄施第 3 1 7 号
国自旅第 4 5 0 号
国海内第 2 5 4 号
国海外第 3 6 8 号
国港総第 5 8 8 号
国空総第 1 0 6 5 号
観観産第 3 2 0 号
観参第 6 2 4 号

令和 4 年 3 月 2 2 日 国総地第 8 1 号
国鉄総第 4 3 3 号
国鉄都第 2 0 1 号
国鉄事第 6 9 4 号
国自旅第 5 2 1 号
国海内第 3 0 3 号
国海外第 4 1 1 号
国港総第 6 7 9 号
国空総第 1 2 5 9 号
観観産第 4 4 4 号
観参第 7 5 3 号

令和 5 年 2 月 8 日 国総地第 8 4 号
国総毛第 1 0 0 号
国鉄総第 3 9 5 号
国鉄都第 1 3 6 号
国鉄事第 6 3 0 号
国鉄施第 2 5 3 号
国自旅第 4 2 1 号
国海内第 1 2 0 号
国海外第 3 6 5 号
国港総第 6 0 3 号
国空総第 1 0 6 9 号
観観産第 4 8 2 号

	観参第632号
令和5年3月28日	国総地第102号
	国鉄総第477号
	国鉄都第210号
	国鉄事第811号
	国自旅第521号
	国海内第238号
	国海外第438号
	国港総第724号
	国空総第1287号
	観観産第558号
	観参第733号
令和6年1月11日	国総地第107号
	国鉄事第555号
	国自旅第230号
	観参第1201号
令和6年1月15日	国空総第899号
	観観産第2255号
	観参第1430号
令和6年3月29日	国総地第154号
	国鉄総第411号
	国鉄都第215号
	国鉄事第978号
	国自旅第420号
	国海内第206号
	国海外第705号
	国港総第807号
	国空総第1190号
	観観産第2856号
	観参第1739号
令和7年1月28日	国空総第880号
	観観産第509号
	観参第591号
	観参第587号
令和7年3月31日	国総地第229号
	国総モ第105号
	国鉄総第558号
	国鉄都第239号
	国鉄事第640号
	国自旅第347号
	国海内第292号
	国海外第742号
	国港総第785号
	観参第738号

※本資料は、持続可能な観光計画の策定支援事業の抜粋版となります。

この交付要領は、地域における受入環境整備促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日 国総地第228号、国総モ第104号、国鉄総第557号、国鉄都第238号、国鉄事第639号、国自旅第346号、国海内第291号、国海外第741号、国港総第784号、観参第737号。以下「交付要綱」という。）のほか、地域における受入環境整備促進事業補助金の交付等地域における受入環境整備促進事業の実施に当たって必要な事項を定める。

VI. 持続可能な観光計画の策定支援事業

1. 事業実施について

地域における受入環境整備促進事業補助金のうち、持続可能な観光計画の策定支援事業関係について、補助対象事業者は、交付申請書に当該補助対象事業者が事前に策定した事業計画等を添付して、地方運輸局等に提出する。

2. 軽微な変更に係る取扱い

交付要綱第131条第1項第1号ただし書きに規定する大臣が定める軽微な変更の範囲は次のとおりとする。

- ・様式第12-1別紙に記載の「補助対象事業の目的・内容」又は「費用総額」の内容の変更

3. 補助事業等

①基本的な考え方

日本版持続可能な観光ガイドライン（以下、「JSTS-D」という。）の実践を通じた持続可能な観光の取組を推進するため、地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定を支援するものである。

②補助対象事業者

地方公共団体、観光地域づくり法人（DMO）等

③補助対象要件

補助対象要件については、以下のとおりとする。

- i) 策定する観光計画には、JSTS-D の「A1 デスティネーション・マネジメント（観光地経営）戦略と実行計画」に記載されている以下の項目を盛り込むこと。
 - ・観光計画等に「日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）」に取り組むことを明記していること
 - （JSTS-D で定める A マネジメント B 社会経済 C 文化 D 環境の各分野又は指標に関連する取組や方針が記載されていること）
 - ・観光計画等は、複数年の計画であること
 - ・観光計画等は、定期的な見直し（少なくとも5年ごと）及び一般公表をしていること
 - ・観光計画等は、地域住民や観光関連事業者・団体等の関係者の参加によって策定していること
 - ・観光計画等に関連する取組の結果を公表していること
- ii) 申請する担当者は、観光庁 HP「持続可能な観光地づくりに向けた研修動画」に掲載の研修動画を受講のうえ確認テストを受験し、合格すること。
- iii) 本事業により観光計画等を策定したするにあたり、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）ロゴマークが未取得の場合は、申請年度の12月までにこれを取得すること。

④補助対象経費

補助対象経費については、以下のとおりとする。

- i) 地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定に要する経費

地域における JSTS-D に取り組むことを明記した持続可能な観光計画の策定のための関係者との調整や有識者招聘、コンサルティング等に要する経費

ii) 観光計画の策定に関連する調査等に要する経費

観光計画の策定に向けた現状把握のための調査分析や地域におけるワークショップの実施、地域住民や関係者向け説明会・周知や JSTS-D 勉強会の実施等に要する経費

iii) 持続可能な観光計画の策定に附随する経費

⑤補助対象外経費

以下の経費は補助対象としない。

- ・ 補助対象事業者職員の旅費等、補助対象事業者の職員にかかる経費
- ・ 説明会参加時の旅費など、参加者にかかる費用 等